

第1章 計画の基本的な考え方

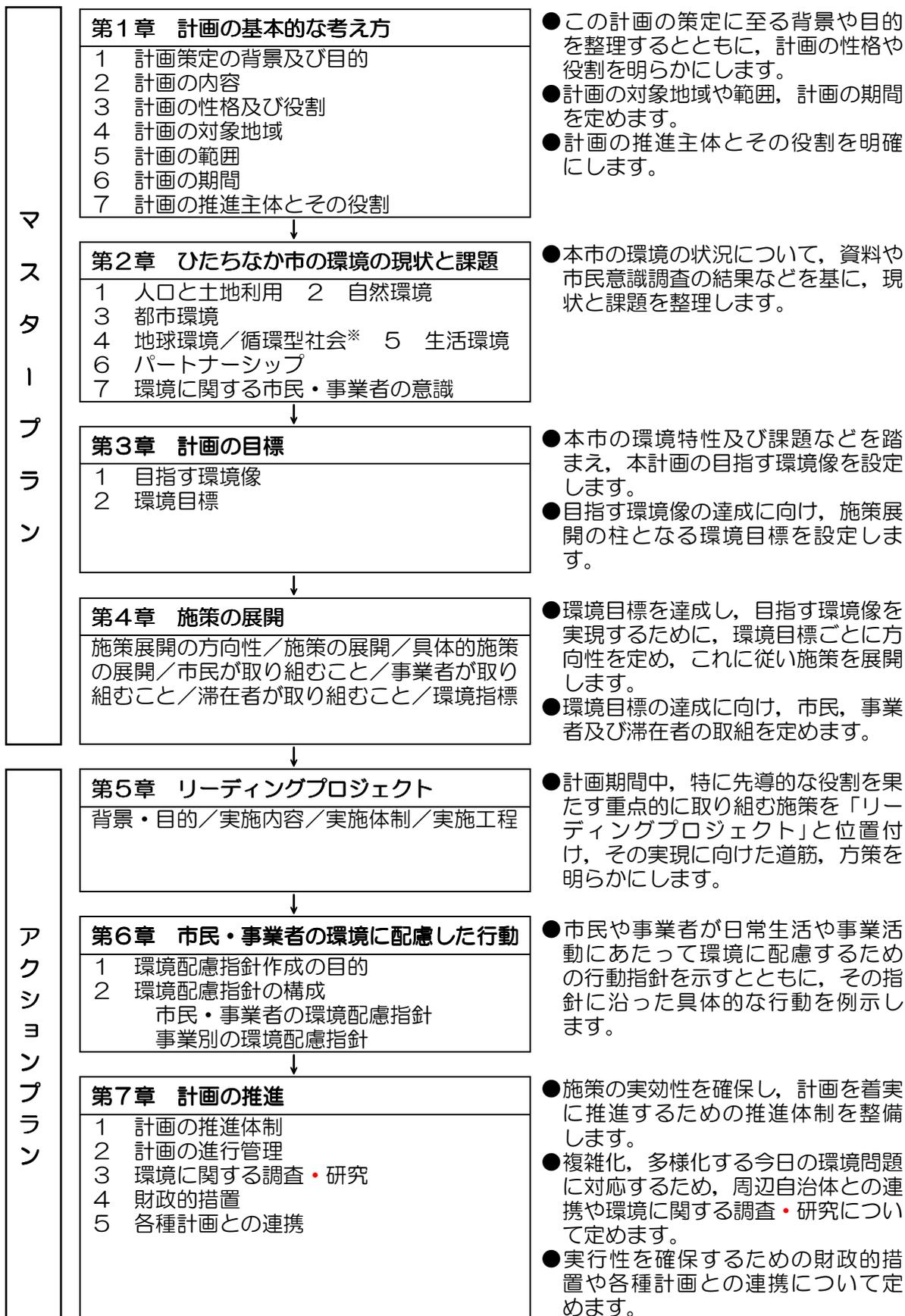
1 計画策定の背景及び目的

- ひたちなか市は、これまで県下有数の工業都市として発展してきましたが、これに起因した大気や水質などの環境の悪化が昭和30年代後半から40年代にかけて見られました。このため、茨城県公害防止条例による上乘せ規制を行うなどの地域公害防止計画*に基づく施策を実施し、これらの克服に努めてきました。
- しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の定着に伴い、日常生活における環境負荷は増大し、都市・生活型公害*が顕在化してきました。また地球規模の自然環境破壊などを背景として自然環境保護意識が高まるなど、現在の環境問題は従来の事案対処型行政では対応できなくなってきました。
- また、本市海岸部においては、約1,200haに及びひたちなか地区の開発が進められています。この開発は北関東地域の総合的な開発を先導する重要なプロジェクトであり、また、茨城県の北部地域開発の拠点として、中核国際港湾茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の建設が進められているところです。
- このような状況の中、本市においても多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し、平成12年3月、環境保全に関する基本理念を掲げ、今後の環境政策の理念を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定しました。

〈ひたちなか市環境基本条例で示された4つの基本理念〉

- 健全で豊かな環境のもたらす恵みの持続的な享受
 - 各主体の協同による有限な環境資源の適正管理
 - 地球規模の環境問題*に対する、市の施策による環境保全上の支障の未然防止
 - 環境保全施策の科学的かつ総合的な実施
- この環境基本条例で示された基本理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため、平成14年3月に「ひたちなか市環境基本計画」を策定しました。その後の社会情勢の変化、「ひたちなか市第2次総合計画*」の策定、環境基本計画に掲げる施策の進捗状況を考慮し、平成18年10月に改定を行いました。
 - 「ひたちなか市環境基本計画」が平成22年度末に計画期間満了となったことから、前計画の達成状況等を検証し、より良い環境の保全と創造を図るため、「ひたちなか市第2次環境基本計画」を策定しました。

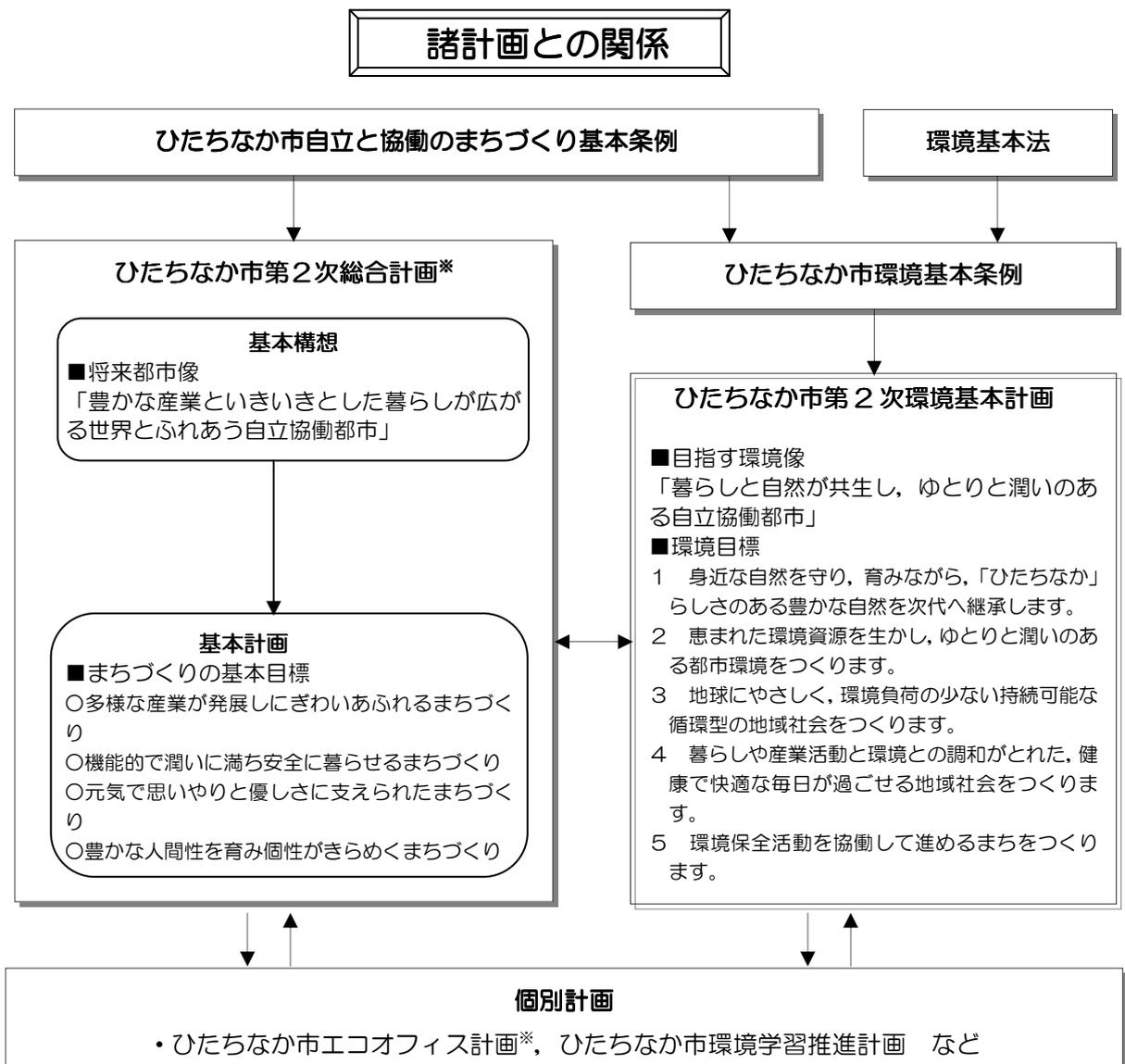
2 計画の内容



3 計画の性格及び役割

「ひたちなか市環境基本計画」は、平成12年3月に制定された「ひたちなか市環境基本条例」第8条に位置付けられた計画です。

この計画は、環境行政に関する総合的な計画で、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を施策として展開するための具体的方向性を定めるものです。環境行政の基本理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向及びその他環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。併せて、市の施策の遂行にあたっての環境への配慮事項や、個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を明らかにするものです。



4 計画の対象地域

ひたちなか市全体を計画の対象とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

5 計画の範囲

この計画の対象分野は、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境／循環型社会^{*}」、「生活環境」及び「パートナーシップ」の5つの分野とします。

自然環境

地形・地質／河川・海岸／動物／植物／
身近な水辺・自然／ひたちなか地区の自然 など

都市環境

都市景観／公園・緑地／歴史的・文化的環境／
暮らしのマナー・モラル など

地球環境／循環型社会^{*}

地球環境（地球温暖化^{*}／オゾン層破壊^{*}／酸性雨^{*}等）／
資源・エネルギー／廃棄物／水資源・水循環／自動車交通
など

生活環境

大気汚染／水質汚濁／騒音・振動／悪臭／土壌汚染／
地盤沈下／有害化学物質等^{*}／環境放射線等^{*}／
など

パートナーシップ

環境教育／環境学習／環境情報／環境保全活動 など

6 計画の期間

計画の期間は平成32年度（2020年度）までとします。

ただし、「ひたちなか市第2次総合計画※」との整合性を図るため、また個別施策の展開にあたって計画を円滑に推進するため、施策等については平成27年度（2015年度）を中間目標とし、見直しを行います。

また、計画で考慮されていない新たな問題の発生や、市民の環境に対する認識・ニーズの変化、環境に関する情勢の変化に対しても柔軟に対応します。

計 画	年 度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
市第2次総合計画※ 後期計画	◎									
市第2次環境基本計画	☆				◎					

◎：目標年度 ☆：中間目標（見直し）

7 計画の推進主体とその役割

この計画は、生活者としての市民（民間団体を含む）を中心に、事業者、滞在者及び行政が計画の主体としてそれぞれの役割を分担し、協働して計画を推進します。

①市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

②事業者の役割

事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

③行政の役割

市は、本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して支援していきます。

さらに、市は、国や他の地方公共団体はもちろん、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。

④滞在者の役割

旅行などで本市に滞在する観光客などは、「①市民の役割」に準じて環境への負荷の低減に努めることが望まれます。